

京都市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年6月21日

京都市人事委員会

委員長 松枝 尚哉

京都市人事委員会規則第2号

京都市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

京都市管理職員等の範囲を定める規則の一部を次のように改正する。

別表第2本庁の項中「、警備長」を「並びに警備長」に、「行財政局人事部人事課の係長及び担当係長」を「行財政局人事部人事課の係長」に、「行財政局人事部給与課の係長及び担当係長」を「行財政局人事部給与課の係長」に、「予算担当の係長及び行財政改革担当の担当係長」を「企画係長及び予算担当の係長」に、「秘書担当の担当係長」を「秘書担当の担当係長 文化市民局地域自治推進室区政係長」に改め、同表中央卸売市場第一市場の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(人事委員会事務局)